平成２４年（フ）第１５６号
千葉県銚子市小畑新町7822番地　伊藤アパートＥ－１
債務者　明平　厚子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６４号
千葉県東金市山田1144番地８
債務者　小島　初美
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５７３号
神奈川県南足柄市雨坪206番地１　レオパレスほたる107
債務者　髙橋　麻美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５７９号
神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目５番１号　須藤アパート202、前住所神奈川県厚木市妻田北１丁目２番12号
債務者　平山　正司
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３８５号
新潟県五泉市馬場町１丁目８番３号
債務者　斎藤久美子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
長野県須坂市大字日滝933番地16
債務者　藤沢　久雄
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
長野市松代町松代1463番地６
債務者　沼田　政子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
長野県松本市横田４丁目４番２号　タイラハイツ201
債務者　岡部　隆利
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３３８号
岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番11号、住民票上の住所岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番10号
債務者　ミシマヤこと　三島　佐輔
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３９号
岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番11号、住民票上の住所岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番10号
債務者　三島　五美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３４０号
岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番11号、住民票上の住所岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番10号
債務者　三島　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３４１号
岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番11号、住民票上の住所岐阜県美濃市さくらヶ丘１丁目５番10号
債務者　三島　信明
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９７号
三重県鈴鹿市高岡町657番地の７
債務者　バルデス　ウリベ　ラファエル　マルティン（ＶＡＬＤＥＺ　ＵＲＩＢＥ　ＲＡＦＡＥＬ　ＭＡＲＴＩＮ）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９９号
三重県鈴鹿市国府町2359―４、住民票上の住所三重県鈴鹿市西条９丁目22番地　パルティール103
債務者　坂口　慎也
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２００号
三重県津市安濃町草生4348番地２
債務者　澤田すみ子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０１号
三重県津市雲出本郷町1628番地６
債務者　増田　キヨシ　リカルドこと　ＭＡＳＵＤＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＫＩＹＯＳＨＩ
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０２号
三重県鈴鹿市南旭が丘１丁目11番22号　メゾンスーシ202号
債務者　高田　健司
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　津地方裁判所破産係